

荷札と荷物のかたるもの

はじめに

諸国からの貢進物に付けられた荷札木簡は、日本古代の収取や地方支配等、様々な問題を解く鍵を握る重要な資料である。そして、記載内容のみの検討が多くなりがちな木簡研究の中で、荷札木簡は書風や筆跡、加工のパターンといった現物に即した資料学的分析と検討が多く積み重ねられてきた希有な分野であり、またこうした分析を踏まえての研究も豊富である。⁽²⁾これらの成果の驥尾に付しながら、新たな視点を導入することで、研究の進展をはかりたい、というのが本稿の目的である。

荷札木簡の研究者ごとの研究については、吉川真司氏の適切な整理があるので、改めて全体的ななぞり直しは行なわない。ただし、本稿の問題関心と関わる範囲で確認をし、かつ問題点を整理しておきたい。なお、議論の上で必要な各説の詳細な内容は本文中で適宜引用・紹介する。

馬場基

荷札木簡に関する研究は、出土状況・加工痕跡・書風・同筆関係および記載内容といった木簡そのものの分析の積み上げを基礎として、律令格式・他の調庸墨書銘との比較や収取体系の研究成果との比較などを通じて行なわれている。

主たる論点は、荷札の作成主体を国郡郷のいずれの段階とみるかという点と、荷札の機能を如何に理解するか、という二点である。前者については、国郡郷がそれぞれ役割を担っていた、という見解が今日通説的である。ただし、どの段階にどのようなウェイトを置くか、という点では見解が分かれる。また、次に述べる機能との関わりでも意見が割れる。

荷札木簡の機能は、大きく勘検・検収・貢納物表示説の3つに分類できる。通常の研究史整理の中で、勘検説と検収説は峻別されない傾向にあるように感じられる。しかし、勘検とは、荷物を代表・表示する荷札を、帳簿と照らし合わせて、未進等の確認を行う行為であり、勘検説は荷物と荷札の関係自体には何ら変化を及ぼさないと考えられる行為を想定するのに対して、⁽⁴⁾検収説では検収時に荷物

に複数付けられた荷札の一点を抜き取るという、荷物と荷札の關係に大きな変化をもたらす行為を想定する説である。⁽⁵⁾ 両者は分けて理解する必要がある。

また、検収説は同文荷札から導き出されたものであり、極端にいうと荷札木簡全般の機能を論じたものではなく、同文荷札の機能を論じたものである。なお、本稿ではほぼ同じ内容が書かれ、おそらくは同じ荷物に付けられていたと考えられる荷札木簡が複数出土しているものを「同文荷札」と呼ぶことにする。ただし、勘検説・検収説とも荷札木簡が収取制度の中での実態的役割を果たしたと積極的に評価する点では共通している。

これに対し、貢納物表示説は荷札木簡の基本的性格を「天皇に貢納物を表示する機能」とみなすものである。⁽⁶⁾ 荷札木簡に記載された個人名もこうした点から理解する。荷札木簡の理念的・儀礼的意義を強調する立場である。

こうした研究状況を踏まえて、本稿では、これまであまり注目されて来なかった「荷物と荷札の關係」に重点を置くことで、新しい事実を掘り起こしたい。荷札は荷物に装着されるものであり、この荷物と荷札木簡との関係や貢進物そのものについて考えることも、有効な手段の一部であると考えからである。

1 同文荷札の作成・装着と機能

1-1 検収札説とその問題点

同文荷札に関しては、検収札と理解する東野治之氏の見解が最も有力と言えよう。⁽⁷⁾ 同文荷札の存在から、一つの荷物に複数の荷札が付けられていたことを指摘し、またその荷札の形状が異なる点を確認する。こうした点を踏まえ、中国の事例も含めて検討して、〇三型式の切り込みを有する荷札は最終消費まで荷物に付けられていたのに対し、切り込みを有さない〇五一型式の荷札は都での検収の際に抜き取られたと考えた。

東野氏の研究以降も、同文荷札の例は増えている。これらの事例を元に、まず、同文荷札のうちの一枚が検収札として中央に納められた際に抜き取られた可能性について確認しよう。

同文荷札は管見の限りで（資料1）、近江国庸米で一〇組（表1も参照）、伊賀国米（白米）で一組、参河国米（白米）で一組、駿河国調荒鰯で一組、安房国調アワビで二組（うち一例は上総国から分立する以前）、若狭国調塩で四組、能登国調熬海鼠で一組、また因幡国鰯で一組ほどである。若狭国の調塩荷札と近江国庸米荷札が多い。同文荷札では、形態が異なる場合が多い。一つは〇三型式の切り込みを有するもの、もう一つは切り込みを有さない〇五一型式とい

う組み合わせが目立つ。

こうした出土状況から、検収札説に対して、疑問となる点が二つある。まず一つは、同文荷札に偏りが見られ、必ずしもすべての荷物に複数の荷札が付されたかどうかが判然としない点である。

税目では調と庸、品目では塩・米・海産物と一見まんべんなく存在する。しかし、米は二条大路出土の近江国坂田郡上坂郷の庸米が圧倒的な比率を占め、塩は若狭国調塩に限定される。例えば、出土点数で若狭に次ぐ周防国調塩荷札では、同文荷札は確認されていない。海産物も限定的である。必ずしもすべての荷物に複数の荷札が装着されていたと言い切れず、荷物によって複数の場合も一枚のみの場合も存在した可能性が高い。

貢進物の種類別に検収作業が大きく異なるとは考えがたく、もし検収札であれば、すべての荷物に複数の同文荷札が装着されていなければならぬ。こうした点から、検収札説に疑問が生じる。

もう一つは、もし検収用に一枚が抜かれるべきであるならば、なぜ同文荷札が同一遺構から出土する例が存在するのか、という点である。もし荷物の検収に際して、同文荷札の一点が抜き取られるのであれば、その時点で抜き取られた木簡と荷物の消費時点まで装着される木簡は分離する。したがって、荷物に装着されたままの木簡は荷物の最終消費地と関連する遺構から出土し、検収の際に抜き取られた木簡は検収作業地と関連する遺構から出土すると考えられる。

しかし、これまで確認されている同文荷札は、いずれも同一遺構からの出土であり、異なる遺構から出土した例はない。

調庸の物実の確認を行う平城宮大蔵省の遺構は、未だ確認されていないため、抜き取られた木簡が未発見であると考えられることもできるかもしれない。だが、最終消費地で同文荷札が発見されているということは、検収時点では抜き取られず、最終消費時点まで複数の荷札が装着されていた荷物が存在することを意味する。⁽⁸⁾

もし同文荷札の一点が検収札であり、かつそれが抜き取られていなければ、「未進」として取り扱われたはずである。未進であれば、勘会是通过せず、綱領郡司は帰国を止められるなど、貢進国にとつては大問題である。単なる抜き取り忘れや特殊例では済まされない。そして、繊維製品など、荷札のつかない荷物での検収も疑問である。以上から、検収の際に抜き取られることが、制度的に確立し常に行われていたとは言い難いのではないだろうか。検収札説は非常に魅力的ではあるものの、完全に首肯し得ない問題点が残るのである。

1-2 近江国坂田郡庸米同文荷札の作成状況

では、同文荷札はどのように用いられたのであろうか。荷札と荷物の関係に着目した見解として、弥永貞三氏の説がある。⁽⁹⁾ 資料1B ①③の三点をもとに、①—貢進者（または郷）、②—郡、③—国という段階に対応するとした。そして荷物との関係では、①は現物にくくられたもので、②・③はいわば添え状であり、②は容器（籠）

の中に、③は外に突き刺された、とした。同文荷札にあえて積極的に「機能」を想定せず、貢納作業や梱包作業の所産と考える見方ともいうことができ、大変興味深い。ただし、このような三点セットの荷札は、その後も他に類例がない。また、弥永氏自身が述べるように、この三点は同筆と考えられるので、貢納の段階に対応すると考えるべきか否かは疑問である。

そこで、類例の多い素材を対象を絞って、同文荷札が作成された場面を復元的に検討したい。素材となるのは、山中章氏も検討材料に用いている、二条大路木簡中の近江国坂田郡上坂郷庸米荷札群である。藤原麻呂邸との関係が深いとされる地区から六十二点出土した。

同文荷札が基本的に型式を異にする状況は、ここでもほぼ確認できる。ただし、単純に「〇三系+〇五一型式」というわけではなく、二点とも〇三三型式という場合もある。また、同じ人物の荷札と見られる木簡が最大三点確認できる(表1)。山中章氏は、以上の状況に加え、加工痕跡の観察を行った結果、加工の特徴が同文荷札同士で共通するとして、近江国坂田郡上坂郷庸米荷札は三点一組(〇三三型式二点、〇五一型式一点)が荷物に装着されたと結論づけた。⁽¹⁰⁾

その後、同木簡群にとって正式報告書である『平城京木簡 三』⁽¹¹⁾が刊行された。そこで、坂田郡上坂郷庸米荷札中の同文荷札についても新たな事実が指摘された(表1参照)。それは、以下の四点であ

る。

イ 同材の木簡が含まれること、特に同一の材を切断して作られたことが確実な同文荷札が存在している。また、その加工方法は、一枚の木の板を中間で割って二枚にし、その割った部分をそれぞれの上端部として用いている。このほかにも同材と考えられる例があるが、確認できる範囲ではいずれも同じように割った部分を上端にする材の使い方をしている。

ロ 同文でかつ同材の木簡では、文字も同筆と見られる。近江国坂田郡上坂郷庸米荷札は、全般に文字が雑で癖が強い。したがって、同筆関係が比較的容易に確認できる。

ハ 同文同材の場合、木簡の型式は異なる場合も、同一の場合もある。これまで同文荷札は同文異型式が基本と考えられていたが、そうでないパターンも存在することが改めて確認された。

ニ ほぼ同文と見られる木簡が三点存在する場合、二点については同文・同材・同筆なのに対し、残りの一点は材・筆ともに異なり、記載内容も若干異なる。

まず同文荷札の点数について確認しておきたい。ここで注目されるのは、資料2のような木簡である。この三点の木簡には、いずれも丸部豊嶋という人物が登場する。だが、①は酒波今麻呂の戸と合成了たものであり、②・③とは別の荷物に装着されていたことは明らかである。一方、②と③は材もよく似ており、筆も共通するのに

表1 二条大路出土近江国坂田郡上坂郷米荷札中の同文木簡一覽

木簡番号	記載内容	型式	材	筆	加工	備考
四八八九	〇〇	×〇三三	△△	△△	△△	材の雰囲気はよく似る。
四八九〇	〇〇	×〇一一	△△	△△	△△	
四八九一	〇〇〇	〇〇三三	×〇〇〇	×〇〇〇	×〇〇〇	安万呂
四八九二	〇〇〇	〇〇三三	×〇〇〇	×〇〇〇	×〇〇〇	安万呂
四八九三	〇〇〇	×〇五一	×〇〇〇	×〇〇〇	×〇〇〇	安麻呂
四九〇三	〇〇	△〇三三	〇〇	〇〇	△△	
四九〇四	〇〇	△〇三三	〇〇	〇〇	△△	
四九〇五	〇〇	〇〇三九	△△	〇〇	△△	材の雰囲気似る。両面とも脱字有。
四九〇六	〇〇	〇〇三九	△△	〇〇	△△	
四九一二	〇〇	〇〇五一	××	??	××	筆も恐らく異なる。
四九一三	〇〇	〇〇五一	××	??	××	
四九一四	△△	△〇五一	××	??	??	記載内容も異なる可能性も。
四九一五	△△	△〇五九	××	??	??	
四九二一	〇〇	×〇五一	△△	△△	△△	
四九二二	〇〇	×〇三九	△△	△△	△△	
四九三三	〇〇〇	△〇三三	×〇〇〇	×〇〇〇	×〇〇〇	藪田虫麻呂
四九三四	〇〇〇	×〇五一	×〇〇〇	×〇〇〇	×〇〇〇	藪田虫万呂
四九三五	〇〇〇	△〇三三	×〇〇〇	×〇〇〇	×〇〇〇	藪田公虫麻呂
四九二六	〇〇	〇〇三三	△△	??	??	
四九二七	〇〇	〇〇三三	△△	??	??	
四九三二	△△	△〇一九	△△	△△	??	記載内容が同一かは不詳。

〇・・・同一・ほぼ同一 △・・・似ているが確信できない
 ×・・・違う ?・・・よくわからない
 木簡番号は「平城京木簡」の番号

対し、①は材・筆ともに大きく異なる。二条大路木簡の近江国坂田郡上坂郷庸米荷札では、同一人物の名前が記されている、同じ荷物に装着されていたとは限らない状況が存在する。二の点と、こうした状況を勘案すると、三点一組ではなく二点一組で、残りの一点は別の荷物に装着されたもの、と考えるべきである。同一荷物に装着された荷札木簡は二点で、この二点についてはイ・ロの特徴が指摘できる。

さて、イとロからは、近江国坂田郡庸米木簡中の同文荷札が、それぞれ同じ場所、同一材から、同じ人物によって作成された事が明らかであり、おそらく時間的にも同時に作成されたのであろう。そして、二点とも同じ遺構から出土していることから、同じ荷物に装着され、都に運ばれ収納され、消費時に同時に廃棄された。

近江国坂田郡庸米荷札の作成状況がかなり明らかになってきたと思う。ではどのように同文荷札は利用されたのであろうか。

1-3 同文荷札と荷物の関係

ここで、「荷札と荷物」という視点に基づいて、すこし視野を広げてみたい。中国の事例との比較はこれまででもなされてきている。空間ではなく、時間をずらして類例を求めることはできないであろうか。米の荷札木簡といえば、大坂・広島藩蔵屋敷出土木簡など、近世の出土点数も多い。

実は、近世の米納入に伴う規定に、非常に興味深い史料がある。

『徳川禁令考』⁽¹²⁾には享保三年徳川家継高札として「條令拾遺」から納俵ハ俵コトニ其地百姓ノ名ヲ記載シタル札一枚ヲ入ルヘシ。

という命令を引用する。「其地百姓ノ名ヲ記載シタル札」とは荷札に他ならず、これを「俵コトニ」「入ルヘシ」と規定されている。入れる、という行為が、具体的にどのような行為なのか判然としないうが、単純に考えれば俵の中に封入する行為の様に思われる。同じく『徳川禁令考』には文化三年九月の達しとして「牧民金鑑」から年貢皆済以前ハ米ヲ他所ニ出スヘカラス。若シ良米ヲ売却シ、悪米ニ易ヘテ貢納スル時ハ、本人ヨリ名主、五人組マテ曲事ニ処スルハ定法ナルニ、近年俵拵特ニ悪ク、或ハ良米ヲ売テ悪米ヲ貢納スル者アリ。貢米ハ俵毎ニ中札アリ、誤認スヘキノ理ナシ。畢竟吟味粗略ナルヲ以テナリ。向後右等ノ事無ラシムヘシ。

という命令を引用している。年貢米の質が低下していることについて、年貢米の質が低下した場合には名主から五人組にいたるまで処罰されるべき規定になっており、しかも年貢米の俵には俵毎に「中札」が入っているから、誰の年貢かわからないはずもない。したがって、きちんと処罰もでき、品質が維持されるはずなのに、品質が下がるのは吟味がきちんとしていないからである、今後はこのようなことがないようにせよ、と命じている。年貢米には「中札」があり、貢納者がわかるようになっており、そしてこの「中札」こそ米の品質を維持し、責任の所在を明確にする決定版であつたらしい。

中札は、文字通り理解すれば中に入れられた札であろう。家継高札で述べられている札もこの中札であつた可能性が考えられる。

近世後半以降多く作成された農政の解説の手引き書である「地方書」で、最も優れたもののひとつとされる『地方凡例録』⁽¹³⁾には「五人組帳前書」が収められている。「五人組帳前書」はそこに五人組の名を添えて提出する、五人組が守るべき「制禁大法」を記したものである。そしてこの中に、

一 御年貢の儀随分米症相撰ミ、荒・碎・秕・青米等の分撰ミ出し、縄俵念入れ、二重菰小口織等一領同様に仕立、升目欠減無之様念入れ計り立、中札に国郡・村名・年号月日・庄屋・升取名印仕、改め役人姓名印形致し、外札は竹にても木にても表の方に何の年御年貢米、何国何郡何村の某納め、裏の方に貫目相記し、荏大豆も同然たるべし、(以下略)

という規定がある。ここに中札が登場し、俵の外に付ける「外札」に対して俵の中に封入するものであつたことが知られる。⁽¹⁴⁾

近世には、責任の所在を明確にし、年貢米の品質を確保するために「中札」を俵の中に入れ、一方外に内容物を示すために「外札」を装着する、という荷札の利用方法が存在していた。そして、日本古代にも俵の中に札を封入するという利用方法があつた。鈴木景二氏が本誌二九号で紹介した『笹舎漫筆』⁽¹⁵⁾によれば

(前略)内にもみ俵おほくこめたり。その俵をひらきみに、木

札ありて寛治元年といふ文字ありしとぞ。(後略)

と頼俵から、平安時代の年号を記す木簡が出てきた例が知られる。各地から出土する種子札も、俵の中に封入された可能性が指摘されている。¹⁶⁾

近世での中札と外札、古代での種頼俵に封入するいわば「中札」の存在を考えると、いささか飛躍があるが、古代社会にも「中札」と「外札」を用いる方法が存在したのではないだろうか。同文荷札の一方が荷物の中に封入され、もう一方は外に装着される。消費時点で、外の木簡ははずされ、中に封入されていたものも取り出され、共に廃棄された。外札は俵に装着する便宜から、必ず切り込みが必要だが、中札はどちらでもよい。実際、木簡の作成を行ってみると、切り込みの作成は最も容易な加工である。このように考えると、近江国坂田郡上坂郷庸米荷札については非常に理解しやすい。

以上から、近江国坂田郡上坂郷における庸米荷札の作成と荷物の関係は次のようになる。まず、三〇cm程度の長さの木片を用意する。そしてこれを二つに割って、二片にわける。適宜加工を施し、どちらかまたは両方の木片に切り込みを入れる。端部を尖らせる作業は、あるいは二片に分ける前に行っていた可能性もある。そして、この二片の木片に同じ内容を書き込む。一方、米は開封された状態で準備される。そこにこの二枚の木簡が用意され、一枚を中に封入した後、俵の梱包が行われる。荷造りが終了した段階で、外に残った一

枚が外側装着され、荷造りが完了する。

では、こうした近江国坂田郡上坂郷庸米での様相は、他の同文木簡についても同様なのであるか。また、あらゆる荷札木簡について、同じような役割が想定できるのであるか。節を改めて、確認してきたい。

1-4 古代の中札

まず、同文荷札が同材・同筆の傾向にある、という点について。若狭国の同文荷札で三組同文同材のものがあり(資料1A①①⑥)、他の同文荷札も同傾向である。一方、おそらく同文とみられるものの材も筆も異なる例が若狭国で一組ある(資料1A⑦⑧)。基本的に同文荷札は、同一材から作られ、同じ人によって同時に文字が書かれた、ということができる。¹⁷⁾そして、同文・同材・同筆が基本であるとする、近江国坂田郡上坂郷同様、同文荷札は同じ場所で同時に、同一人物によって作成されるのが通例であったと考えることができる。同文荷札は古代の中札と外札である可能性は高まるのである。

こうした中札の役割はどのようなものだったのだろうか。種子札を俵の中に入れる例から考えると、外側の札がはずれてしまった場合でも、確実に荷物の由来を伝えるという役割が想定できる。一方、近世の年貢の例から考えれば、荷物の品質保証という役割が想定される。

古代の中札という観点については、かつて友田那々美氏に口頭で述べたことがあり、同氏が論文⁽¹⁸⁾中でふれ、さらにそれを吉川真司氏が引用し、調庸布の両端に墨書を命じた賦役令調随近条の⁽¹⁹⁾「凡調。皆随_レ近合成。絹_レ布_レ両頭。及糸綿裘。具注_二国郡里戸主姓名年月日_一。各以_二国印_一々之。」という規定と同文荷札が対応する、という理解を提示された。⁽²⁰⁾調庸布の奥になされた墨書は、布を反物状にすれば内側に巻き込まれてしまうことになるから、たしかに荷物の最も内側に入り込んだ墨書であり、中札に類似する。また、もし外側から布を利用していけば、奥に書かれた墨書は布の最終消費まで残り、荷物の中に封入された木簡も荷物が無くなるまで残りますので、どちらも「最後まで残る墨書」という意味でも類似するといえるかもしれない。この観点に立てば、むろん先に述べたような役割も担っている可能性があるが、なによりも賦役令の規定に従った木簡の作法ということができるであろう。そして、賦役令の忠実な実現であれば、全ての荷物に同文荷札が付けられていた状況が望ましい。

しかし、検取札説に対する疑問で述べたように、同文荷札には偏りがある。米の荷札でも、あらゆる米の荷札で同文荷札が確認されている訳ではない。塩の同文荷札が確認できるのは若狭国のみで、出土点数で若狭に次ぐ周防では全くみられない。⁽²¹⁾すべての荷物に必ず複数の荷札が装着されていた、と断定するには、いささか躊躇せざるを得ない。

むしろ、同文荷札が確認できるのが、米の場合封戸からの庸米が中心であり、塩の場合は若狭に限られている点に注目すると、特定の場合に同文荷札が求められたと考えることもできるのではないだろうか。米の同文荷札が封戸中心である点は、品質の確保という点から考えることができると思う。通常の国郡機構を通じての収取より、さらに積極的に特に品質に対して封主が関心を持っていた可能性が想定できる。⁽²²⁾また、若狭国調塩は、周防国の塩などに比べ長期保存を前提としていた点などから、外札がはずれてしまった事態に備えた可能性も想定できる。

現状では荷物の品質の確保、および荷物の情報の確実な伝達、という近世にも共通する役割を中心的なものと考えたい。ただし、可能性として、両端に墨書せよという賦役令の規定が背景にあったことを完全に排除するものではない。

以上、荷物と荷札の関係を検討することで、検取で抜き取られたという見解の問題点を確認し、同文荷札の片方が「中札」でありもう一方が「外札」である、という可能性を提示した。同文荷札の具体的な様相が明らかにできたと思う。そして、同文荷札の作成が二点とも同じ場でなされ、荷物への封入・装着もまた二点とも同じ場でなされた点は重要であり注目される。次に、こうした作業の場について、調の荷札に絞って検討したい。

2 伊豆国調荷札の作成と荷物

2-1 寺崎・山中説に基づく伊豆国調荷札の作成過程

伊豆国は、調として「荒堅魚」⁽²³⁾を貢進していた。平城宮・京からは鰯の貢進にともなう木簡が大量に出土している。寺崎保広氏・山中章氏・樋口知志氏によって、これらの伊豆国調木簡の作成過程が詳細に検討されている。

寺崎氏は、木簡の同筆関係を中心として分析を行った。⁽²⁴⁾伊豆国調荒堅魚の荷札は、

国+郡+郷+里+戸主+戸口+税目(調)+品目(荒堅魚)
+重量(十一斤十両)+数量+年月

という記載をとる(資料3参照)。重量は賦役令調絹十条の規定に基づく一人あたりの分量である。「荒堅魚」は今日の鰯節もしくはなまり節に類するものと考えられているので、重量をそろえたと鰯の大きさによって品物の数は変化する。数量は、その具体的な形状と個数を示している。

この記載のうち、国・郡および郷名の記載について、同筆関係が確認され、それはすべて同一郷内で収まる。「郷」字以下の重量までの記載は国名・郡名・郷名とは同筆ではない。また、数量を示す部分は、郷を越えて同筆関係が確認され、郡内で収まるとみられる。

こうした検討をふまえ、伊豆国調荷札の作成過程として、

郷 国+郡+郷名を書いた木簡を複数用意する

← 「郷」字以下を重量まで手分けして書き込む

← 郡段階以上 実際の荷物と照らし合わせて数量などを追記する
というものを提示した。

山中氏は、主として切り込み部分や端部の形状から木簡の作成者を検討し、同一郷内で共通する一方、郷を越えての共通性がないことを指摘し、やはり郷での木簡作成を指摘した。⁽²⁵⁾さらに樋口氏は資料3⑤の様に分量の少ない荷札木簡に注目し、この「十一斤十五両」が正丁一人あたりの重量である十一斤十両の六分の一に当たること、棄妾郷内にのみ見られることなどから、郷内での収取に関わって用いられた木簡が都までついてきた可能性を示唆し、やはり郷レベルの役割を重視した。ただし、寺崎氏は、荷札木簡が郷レベルから段階的に作成されたことを主張しているのであり、郡の役割も高く評価している。樋口氏も、郷レベルの役割に注目しつつも、実際の木簡作成は郡である可能性を述べている。⁽²⁶⁾

さて、以上の様に作成過程が復原されるとして、本稿の問題関心からは、「いつ荷物に装着されたか」という点に注目したい。残念ながら、この点については三氏とも明瞭な見解を示しておられず、

寺崎氏が「調物の調達や荷札の取り付けにあたっては、郷段階で「国郡郷」名まで書いた札をまとめて用意しておき、それに複数の手によって郷以下を書いて荷札を完成させた。次の郡段階で、その荷物をチェックした時に「○連○丸」という追記を行った⁽²⁷⁾と若干言及するのみであり、結局いつ荷札が取り付けられたのか積極的な見解はみあたらない。

2-2 伊豆国調荷札装着の瞬間

そこで、伊豆国調荷札を観察すると、非常に興味深い木簡が存在する(資料3)。注目したいのは、これらの木簡の「○連○丸」という追記の場所である。これらの追記は、切り込み部分の真横に書き込まれる。この場所は、切り込み部分に紐をかければ紐の下になる。したがって、「○連○丸」という書き込みは、荷札に紐がかけられる前になされたはずである。紐がかかっていなければ、荷札は荷物に装着されていなかったと考えられる。だから、これらの木簡が荷物に取り付けられたのは、数量の追記がなされたあと、ということになる。荷物に荷札が装着された状態で、追記がなされたわけではない。

一方、数量を書き込むためには、実際にその品物の状況がわからなければ不可能である。荒堅魚が完全に梱包されてしまってからでは書き込むことはできない。荒堅魚の包装の具体的な様相はわからない。「丸」は鰹節一つ一つであり、「連」は鰹節を十丸まとめたも

の、と理解されている。鰹節が今日のように非常に硬く、保存が利くようになるのは近世に蠟を用いた製法が開発されて以降であり、なまり節程度の加工のものを梱包せずに輸送したとは想定し難い。延喜主計式によれば、伊豆国から平安京へは二十二日かかるとされており、奈良時代でも同程度の日数はかかったであろう。最低限、一丸ずつわらなどで包み、さらにそれを束ねて連としていたはずである。だが、そのままでやはり輸送に適しているとは思わず、籠に詰める等、さらに丁寧に梱包されたと考えたい。

また、静岡県曲金遺跡の東海道側溝から常陸国鹿島郡の荷札木簡が出土している例などもふまえると、荷札は場合によっては落ちてしまうような場所、乃ち梱包された荷物の外側に付けられた。すると、鰹節の数量の追記は、こうした梱包がなされる前でなければならぬ。

以上から、伊豆国調木簡が荷物に取り付けられたのは、梱包以前や追記以前ではなく、追記・梱包の直後である。追記は、梱包される前に限定することができであろう。そしてこの追記は、郷を越えての同筆関係が確認される一方、郡を越えての同筆関係は確認できていないから、郡レベル(もしくは郡単位)で行われたものである。追記されてからいつまでも梱包を留めておくとは考えがたく、追記——梱包——装着は一連の作業として行われたとみられるので、荷物への荷札の装着もまた同じ場でなされたことと考えられるのである。

この様子は、同文荷札作成と封入・装着の場面とよく一致するといえよう。

そして、この取り付けの場面からは、本当に郷で木簡が作成されたのか、という疑問も生じる⁽³⁰⁾。郷から郡レベルに荷物を運ぶ場合も、梱包はしたのである。この際、すでに個人別になっていたとすると、これを郡レベルで開梱し、内容物の状態を確認して、木簡をとりつけたことになる。これはいささか煩瑣に感じられる。一方、郷から郡レベルへ納入する際には、個人別になっておらず、まとめて送られたものを、郡レベルで個人別に分けたという場面も想定できる。

この方が作業としては想定しやすいと思う。

また、先にみたとおり荷札は郡レベルで装着された。もし郷で木簡をつくっていけば、郷から郡へと納入する際に、前者の様に考えれば荷物に荷札を添える場面も想定できるが、後者であれば、荷物と荷札は別個に動いていることになる。この場合、「郷で作成された荷札木簡」は荷物とはいわば無関係に郡に運ばれていたことになる。もちろんそうした可能性も残るが、より単純に、郡レベルで郷ごとに専当して作業にあたつて木簡を用意しており、現物が到着した時点で最終的な追記がなされ、荷物に取り付けられたと考えることもできるのではないかと思う。

荷札の装着にいたる一連の作業場所はどこであろうか。追記―梱包―装着という作業の場は、郡（郡家およびその出先機関など郡関連施設）

（設）または国府である。郡であるならば、上記の「郡レベル（郡単位）」を「郡家（または郡関連施設）」と置き換えればほぼそのまま過程が復元できる。一方、国府であれば、A…郡ごとの荷物が総量として運び込まれ、そこで仕分けの後、追記―梱包―装着がなされる、B…仕分けされた荷物と荷札が運びこまれ、そこで個々の荷物に荷札を割り振って追記―梱包―装着が行われる、という二つのありかたが考えられる。追記の筆跡が郡毎にまとまっているから、いずれの場合も郡ごとに専当なり郡の役人なりが実際の作業にあたつたはずである。この点についてはまた後に検討したい。

2-3 伊豆国調荷札と計帳

さて、伊豆国調荷札の作成過程と荷物への装着状況を復原した。もう一つ、重要な点が指摘できると思う。それは、本文と追記の質的な差である。国郡郷名以下の、比較的丁寧な文字で記された記載内容に対し、数量記載は乱雑な文字で書き込まれる。前者（本文）は、賦役令の規定に法的根拠をもつと考えられる正式な記載であるのに対して、後者の追記はそうした法的根拠を有さないという差が影響しているのかもしれない。だが、両者には法的根拠以外にも、荷物との関係という点で決定的な差異が存在する。すなわち、本文は荷物の現物がなくても作成できる記載内容であるのに対し、追記は荷物の現物がなければ作成できない記載内容なのである。追記は、現にある荷物そのものに規制された記載ということが出来る。

では、本文部分はどのように理解できるであろうか。各貢進者が自ら書いたものでも、彼ら呼び出して名乗らせて記載したものでないことは明らかである。貢進すべき人々の名を記したリストから作成したと考えるべきであろう。このリストとして最もふさわしいものは計帳、とくに計帳歴名と考える。今津氏は、いわゆる貢進物の墨書銘一般について計帳などを参照したのではないか、という指摘をした。⁽³¹⁾氏は、調庸布墨書銘の検討からこの結論を導いており、荷札木簡については積極的には論を展開しきっておられないように感じるが、この今津氏の見通しは荷札木簡にも共通すると思われるのである。これまで、荷札と計帳の関係は、主として両者を照らし合わせて勘検する、という利用方法で考えられてきた。⁽³²⁾だが、そもそも荷札を作成するときの資料として、計帳歴名ほどふさわしい帳簿は存在しない。

『神亀三年山背国愛宕郡雲下里計帳』の記載をみると、戸主大初位上出雲臣筆戸

去年帳定良口柴人〈男四女三〉

帳後新附壹人〈緑子〉

今年計帳定見良大小捌人〈男五女三〉

不課口柴人〈旧六新一〉

男肆人〈帳内一小子一緑子一耆老一〉

女参人〈丁女一緑女一少女一〉

課口壹人

見輪壹人〈正丁〉

輪調錢玖文

戸主大初位上出雲臣筆、年柒拾歳、耆老 右頬黒子

男大初位下出雲臣安麻呂、年肆拾貳歳、正丁 眉黒子、北宮帳内

男出雲臣酒麻呂、年貳拾参歳、正丁 頤黒子

女出雲臣稲虫売、年貳拾柒歳、丁女 右腕黒子

女出雲臣多比売、年貳拾歳、少女 左頬黒子

孫出雲臣老、年拾壹歳、小子 右耳黒子

孫出雲臣淨足、年貳歳、緑子

孫出雲臣多須売、年肆歳、小女

〔大日本古文書〕一卷三六三―三六四頁

の様に戸主・戸口の名前や、調の品目・量がすべて記載されており、荷札作成に必要な内容がほぼ網羅されている。むしろ、伊豆国荷札など記載が詳細な荷札は、この部分を抜き出したようにもみられるのである。各正丁ごとにこの記載内容を抜き出し、荷札を作成したと考えると、伊豆国調荷札の本文部分は「計帳歴名の分身」とでもいふべきもので、帳簿そのものであったといつてよいだろう。

そして、荷札木簡を帳簿の分身と考えたと、これまで疑問視されてきた問題点も理解しやすくなる。貢進者個人名の記載がある一方で、郡名や郷名までの調荷札や、また郡名から書き始めて国名を記

さない調荷札などが存在する点である。

個人名を記載するのは、計帳歴名の抜き書きと考えれば、ごく自然に発生する状況である。個人名まで記しておけば、作成ミスや作成忘れもすぐに確認できる。

一方、郡名までしか記さない主だった例を資料4に挙げた。このうち、鉄・鉄・綿（大宰府）などは個人名まで記載した荷札が発見されておらず、郡名までの記載が原則だったと考えられる物品である。大宰府調綿は、一度大宰府におさめた後にあらためて京進するので、通常の調物とは異なるために記載も異なる。注目したいのが鉄・鉄であり、またその梱包形態である。これらの品々は、正丁一人あたりの調で梱包されるのではない。賦役令や延喜式によれば鉄は一人三口であり、⁽³³⁾数人の調が合成されて梱包される。この場合、個人毎の荷札では不都合である。しかも、鉄の荷札では十口ごとに荷札が取り付けられており、十口でひとまとめにして梱包している。十口は、正丁三人分十一口であり、正丁毎にまとめているのではなく、実際の輸送や、総量の把握に適した単位とみることができる。こうした木簡は、郡単位で貢進物の総計を荷造り単位で割って木簡を作成した可能性があると考える。そのため、郡名記載までとどまり、郷名以下は記さないであろう。なお、『延喜式』の大帳書式をみると、調物の総計は郡ごとには記載するが、国毎には記載していない。郡レベルでまとめられた帳簿を元に作成されたと考え

ことができる。⁽³⁴⁾

また、国名の省略は次のように考えられる。計帳歴名には、各戸や個人毎には国郡郷名はいちいち記載されていない。これらは共通項目として、荷札に書き込まれるべき部分である。郡レベルで作業をしていたとしたら、こうした共通項目を郡から書き出してしまったことも自然である。また、寺崎・山中両氏が指摘する郷単位の共通性も、計帳歴名が一郷一巻であることを考慮すれば、これによって手分けして作成したためと考えることもできるであろう。個人名まで記す場合と記さない場合、国名が記されない場合、などは、依拠する帳簿の在り方や物品の梱包単位などによっている、いわば帳簿処理・事務作業上の問題と考えられる。

以上、八世紀の調の荷札木簡は計帳を中心とする帳簿の抜き出しであり、帳簿の分身と捉えることができる。⁽³⁵⁾この帳簿と木簡の関係は、考選木簡のそれとちやうど反対の関係である。考選木簡をもとにして紙の帳簿が作成され、紙の帳簿を抜き出して荷札木簡が作成される。方向としては逆になっているが、どちらも帳簿の一部分がほぼそのまま木簡になっている状況は共通する。紙の帳簿と木簡の関係をよく示すことができる。

2-4 調荷札木簡の役割

さて、本文部分が帳簿の分身であり、現物とは無関係に記載されるものであるのに対して、追記こそ、現物の鑿節を帳簿とすりあ

せる作業であり、その結果の記載である。帳簿による支配と、現物との接点を、ここに見ることができよう。伊豆国の場合、帳簿による支配と現物とのすりあわせが終了した時点で追記がなされ、荷札木簡が装着された。荷札木簡の装着は、帳簿と現物との対応の完了と確認を意味する作業であった。

荷札木簡の機能を論じる中で、国レベルでの勘検を想定する見解がある。⁽³⁶⁾調庸物の貢進に際して、国が全く関与しなかったとは考えにくい。そもそも、荷札木簡作成の法的根拠と考えられている賦役令調随近条では、国郡名以下の墨書の後に、国印を押印することになっている。こうした規定から考えれば、最終的には国司が貢進物に対する責任を負わざるを得ないはずである。国が関与する荷物検査も存在した可能性は高い。

この場合、国の勘検を具体的にどのように理解するかという点が問題である。たとえば、郡で荷物を作成・梱包し、荷物を国府に運び、そこで改めて帳簿と荷物の照合を行う、という状況が想定できる。だがこの場合、郡の作業で梱包と荷札装着が終了しているのであり、これをもう一度開梱して内容物を確認する作業を行う状況はいささか不自然である。したがって、梱包後の検査は、荷札木簡と帳簿の照らし合わせに留まり、物実の状態まで含めての検査は、郡で梱包を完了する前に行われたと考えるべきであろう。⁽³⁷⁾

梱包完了前、という時点は、荷札に荷物内容の追記がなされた時

点と同じである。貢納物の確保—個人単位への割り振り—荷札への追記—国による勘検という、現物と帳簿のすりあわせ作業が一連のものとして行われ、梱包の後その最後の仕上げとして荷札木簡が装着されたのである。計帳の分身である、用意された荷札木簡がすべて荷物に装着された段階で、国郡での「物実」の検査・確認作業は終了する、と考えられる。

これは、ちょうど調庸布に墨書が施され、国印が押印される場面と非常によく似ている。すなわち、その品が調庸として納入するに十分な状況でかつ帳簿との照合が完了していることが国郡によって確認され、示されるという点において、墨書の書き込み・国印の押印と荷札木簡の装着は同じ性格を有していると考えられる。荷札木簡は、賦役令の規定に従った墨書が、直接品物に行えない場合に付された墨書銘と理解されている。だが、賦役令が規定する墨書行為を対応するのは、木簡への書き込みのみならず、木簡を荷物に装着する行為まで含めるべきであろう。あるいは、直接品物に押印できない場合、押印行為の代替的役割を果たすものであった可能性も考えられるかもしれない。こうしたあり方を、「検封的機能」と理解したいと思う。木簡の装着＝検封が、墨書・押印に準じる行為であり、国郡での確認作業を終えたことを表示するものだったと考えるものである。⁽³⁸⁾

調荷札木簡に検封的機能を想定すると、奈良時代後半にみえる専

当国郡司を記した木簡も興味深い。これらの中には資料5の様な木簡がある。この木簡は上下端に切り込みがあるので、上下で荷物にくくりつけられていた。つまり荷物についた状態では裏返すことは困難である。そして、そうした木簡の裏面に専当国郡司が記されており、彼らによる作業が終了したのちに木簡が装着されたと考えられる材料である⁽³⁹⁾。

調庸布の収取の際、国司がどのように関与したかについて、今津氏の見解がある⁽⁴⁰⁾。今津氏は、駿河国正税帳の記載から、国司が「校調庸布」と「向京調庸布」のためにそれぞれ国内を巡行していること、前者が目なのに対して後者が守をふくむこと、前者は国内全郡をまわったと見られるのに対し後者は国府所在郡のみとみられること、などを確認し、校調庸布とは各郡に国司が赴き荷物の勘検と墨書銘を施す作業、向京調庸布はそれを国府にあつめて国印を押印する作業と想定した⁽⁴¹⁾。作業の状況としては各郡ごとに調物が確保・準備され、巡行する国司がその確認を行ないながら墨書銘を記す、という在り方は、想像しやすい。

この過程は、そのままでは荷札木簡を利用した調物の収取には適応できない。調布の場合、「国衙様」と称される書風で墨書がなされるが、調荷札木簡では典型的な国衙様書風はほとんどみられないため、文字を書いている人物・場面は異なると考えられる。荷札木簡には押印した痕跡は無く、国府に集めてからの押印も想定できない。

い。また、当時の駿河国の調は、布だけではない。出土木簡からも知られるように、堅魚も調の品目であったが、駿河国正税帳には、調庸布の検校と向京に関わる国司巡行の記載はあるが、それ以外の調物については記載が現存しない。駿河国正税帳には4項目程度の欠失が想定されているので⁽⁴²⁾、そこに記されている可能性が考えられるが、重要な点は「調庸布」に関する作業とは別に記載されていることである。布の収取とそれ以外の場合で、異なった作業であったことがうかがわれる⁽⁴³⁾。

だが、荷札木簡を利用する調物の収取も、国司の巡行を一つの鍵とすると、非常に場面がわかりやすくなると考える。書風の問題からは、調庸布の場合は国衙官人が巡行に際し直接書き込んだが、荷札木簡の場合その製作までは郡家レベルで完了しており、国衙官人は実物との照合とその梱包・装着に立ち会ったと考えられる。国府への集積はわからないが、そこでの押印がないとすると、荷札木簡の装着をもって、墨書・押印に相当する行為は終了していたと考えられるだろう。

以上の荷札の検討は、伊豆国調荷札を軸に展開したものである。隣国の駿河では、伊豆国とは若干異なる様子も見られる。駿河国の調荒堅魚の荷札には、同文荷札がみられる（資料1E）。ところが、この同文荷札は厳密には同文ではなく、片方には令に規定された重量が、片方には伊豆国の場合追記に相当する実際の鰯の重量が書か



図1 伊豆国調荷札の下端部

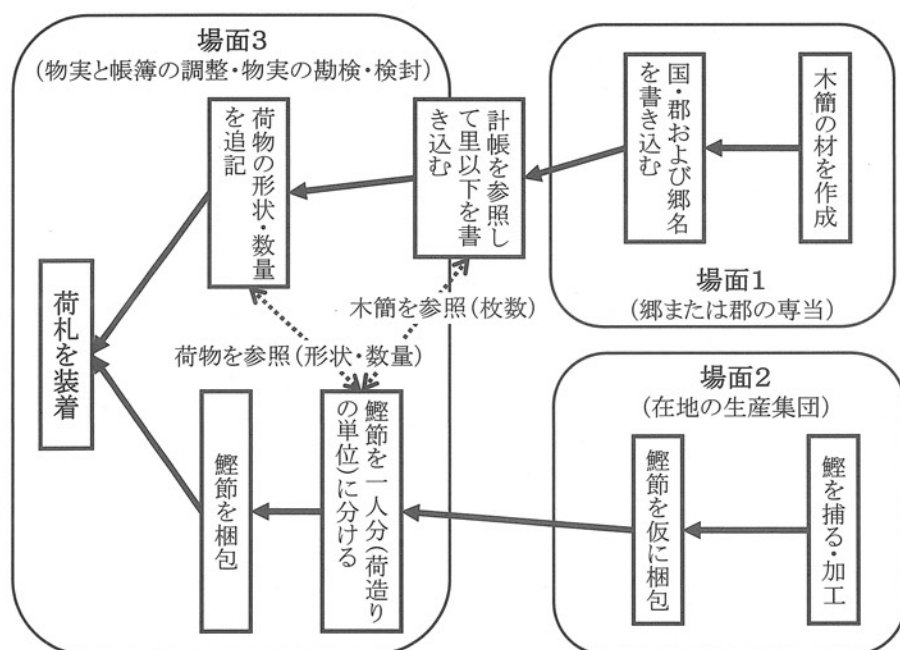


図2 伊豆国調荷札装着イメージ

れている。つまり、二点そろわないと伊豆国調荷札と同じ情報はそろわない。そして、この他の駿河国調荒堅魚荷札を調べると、重量のみを記すもの五点、数量のみを記すもの十一点に対し、双方を記す木簡はわずかに一点のみである。駿河国では調荒堅魚に重量記載一枚＋数量記載一枚で一組となる荷札を作成し、装着していた。

伊豆国では、一枚の木簡に追記していた作業を、駿河国の場合は二枚の木簡を用意するという方法で行なっていた。また、資料1Eの二点は、大きさ・形状等が非常に似ている。ここから想定される作業は、最初に2枚一組の材を作成する。次に①の重量を含んだ記載を書き込む。①を現物と対応させながら、②の木簡を作成する⁽⁴⁴⁾。

この場合、二枚の木簡を用いて作業が行なわれる点は伊豆国と異なるが、実際の荷物によって規制される作業と、帳簿から行なえる作業が分離している点や、荷物の確認と木簡の最終的な完成が対応していることなど、基本的な作成手順や利用方法に大きな差はない。

また、国衙様書風がみられない状況などは全国で共通する。調荷札については、全国で比較的類似した作業が行なわれていたと考え⁽⁴⁵⁾る。

以上、調荷札について、その作成と装着・利用について検討した。帳簿の分身としての性格と「検封的機能」の存在を想定したが、これまで提唱されている「勘検」「貢納物表示」といった機能については、どのように考えるべきであろうか。この問題は、調以外の荷

札木簡の様相を考えると、わかりやすくなるのではないかと考える。章をあらためて検討したい。

3 贅荷札・進上状と荷札の機能

3-1 贅荷札の概観

鬼頭清明氏は、贅荷札を3つに分類し、その特徴を以下の様にとめた⁽⁴⁶⁾。

A型・国郡＋地名の記載型式をもつ。月料として貢納。

特定の集団を指定して収取する方式。

若狭国青郷・木津郷の贅荷札は、記載型式はB型に属するが、内容などからA型に含まれる。

B型・国郡郷（里）という律令地方行政組織の原則をそのまま表記する。

国郡郷（里）制を前提とした収取方式。

C型・国名のみを記す。国衙的書風で書かれる。

国衙の責任を強調される収取方式。

また、この3類型を『延喜式』の規定と比較し、A型は「諸国御厨所進御贄」、B型は「諸国例貢御贄」に対応するとし、C型はそれぞれの両方を含んでいる、とした。そして収奪の二重性や特性を考慮して、

表2 若狭国賀荷札一覧表

本文	法量	型式	出典
若狭国三方郡御贄宇尔一斗	一七二・二八・三	〇三二	城22・34下
若狭国三方郡御贄鯨鮓一斗	一七八・三〇・四	〇三二	城24・28下
・若狭国遠敷郡／青里御贄／多比鮓壺塙＝	一三〇・二六・五	〇三二	平城宮三九九
・〇秦人大山			
若狭国遠敷郡／青郷御贄／貽貝一塙＝	一二五・二四・三	〇三二	平城宮一九四八
若狭国遠敷郡青郷御贄貽貝富也并作／〇一塙	一四八・二七・三	〇三二	城23・19上
・若狭国遠敷郡青郷御贄海細螺一塙			
・〇小野里	一五二・二八・四	〇三二	城22・34上
・若狭国遠敷郡青郷御贄鯛鮓一塙	一二五・二七・四	〇三二	城22・34上
・水曳五戸			
・若狭国遠敷郡青郷御贄貽貝富也并作一塙	一五三・二三・四	〇三二	城22・34下
・水曳五戸			
・若狭国遠敷郡木津郷御贄貽貝鮓一塙	一六二・二八・五	〇三二	城22・34下
・「木津里」			
・若狭国遠敷郡青郷御贄鯨鮓一塙	一五〇・二五・四	〇三二	城29・34下
・〇田結五戸			
若狭国遠敷郡車持郷御贄細螺一塙	一三五・二五・五	〇三二	平城宮五七二三
青郷御贄伊和志塙五升	七五・一四・三	〇二二	平城宮三二八三
・青郷御贄鯛五升・田結五升	六二・一三・二	〇二二	城22・34上
・青郷御贄鯛塙五升	六九・一一・四	〇二二	城22・34上
・田結五戸			
・〔青〕郷御贄鯛塙五升	六九・一三・二	〇二二	城29・35上
・水〔青〕郷御贄鯛塙五升			
・青郷〔青〕郷御贄鯛塙五升	五六・一四・二	〇二二	城31・28下
・車持郷御贄鯛鮓五升	七〇・一二・二	〇二二	城31・28下
・〇車持五戸			
若狭国遠敷郡車持郷大御贄海〇一塙	一六七・（八）・五	〇八一	城31・28下

例をみると、長屋王家が直接経営する園などから食料品をはじめとするさまざまな生活物資が運び込まれている。その際には荷札木簡は付けられていない。資料8のような、進上状と呼ばれる文書が添えられていた。進上状は、木簡以外に、正倉院文書にもみられ、進上元＋進上文言＋進上品

という書式で記されるが、それほど定型化されていない。進上品の後に、しばしば輸送する使者の名前が書かれ、また日付や差し出し責任者の署名がつく。雑供戸などからの物資は、こうした進上状が添えられて貢進されていた可能性があるのではないだろうか。資料7②は、天皇の供御に近いと思われる衛府の贄に関わる木簡が、進上状の書式をとっている。進上状Ⅱ文書、もしくは書状が添えられて、荷物が送られた可能性を考えておく。

さて、進上状は「解」と書く場合もあり、確かに文書と捉えられる。だが、具体的な動き方をみるとまた違った側面が確認できる。進上状は、進上される物品とともに動く、いわば添え状である。そして資料9や前出の資料7②などは、切り込みをもち、荷物にくくりつけられた可能性がある。荷物と共に移動し、移動

先に荷物の由来を示すという意味では、荷札と全く同じである。進上状と荷札の性格には、共通する部分が決して少なくない。進上状は、典型的な文書と付札・荷札の中間的存在といえる。

贅荷札の中には、「進上」など貢納行為を示す動詞が記される木簡がしばしば存在する。これらの木簡は資料10のように、進上状と非常に似た書式をとる。また、参河三島からの贅荷札では「供奉」という語が特徴的であるが、これは「供え奉る」という動詞である。単なる情報の羅列ではなく、文章として読むことができる表記である。贅荷札には、このように進上文言を有するものがあり、こうした進上文言をもつ木簡は進上状と極めて近接する性格をもつということができよう。そして、資料11のように、贅を進上状で貢進した例も存在するのである。

調荷札でも、貢納行為を示す動詞が記される木簡は存在する。安房国調荷札では、資料12①のように「輸」という文字が入ることがしばしばある。「輸」字はこのほか、資料12②や正倉院の調墨書銘にも散見する。調荷札でも動詞が入ることが間々あり得るかにみえるが、安房国以外の調荷札で「輸」字が入るのは、史料12②だけである。また、「調」と明記した荷札から「輸」以外の貢進を示す動詞を探すと、「進」と記した資料12③④の二例のみであり、資料12⑤のような参河三島の木簡に特徴的な「供奉」の例はない。すなわち、調荷札に貢納行為を示す動詞が書き込まれる場合、その語は

「輸」が基本であり、また「輸」が記されるのはほぼ安房国に限定される⁽⁵⁰⁾。調荷札に「輸」字が書き込まれるのは「輸調」という語に対応するものであろう。そしてこの語は、令文中に見えるのみならず、先ほど見た様に、計帳中にもみられる表現であった。調荷札は、やはり帳簿の抜き出し・分身としての性格が強い。そしてこれに比べ、贅荷札は文書の性格が強くみられるのである⁽⁵¹⁾。

だが、贅荷札も詳細に検討すると、それぞれには大きな違いがある。B型で進上文言がつくのは史料13など紀伊国牟婁郡からの贅だけであるが、C型では比較的広く進上文言がみられる。一方、A型は実に複雑であり、参河三島のように非常に文書的な書き方をするもの、青郷型のように帳簿的な書き方をするものもある。そして、特に注目されるのは志摩型の木簡で、記載内容や形態・大きさから「狭義の付札」と考えられても不思議ではない⁽⁵²⁾。

進上状の世界に近いはずのA型に属する志摩型が、狭義の付札に限りなく近い、というのは、違和感を覚えざるを得ない。樋口知志氏B論文では、この志摩型木簡中に、国府所在地や国府近接地の郷名が見えないことに注目する。そして、これらの木簡が志摩国からの贅荷札であることを認めつつも、この他にも志摩国からの贅が存在した、と考えた。それは、国府近郊の郷から送られる贅で、これこそ「志摩の速贅」で、荷札を付けずに貢納された、と想定した。雑供戸系も、同様に荷札が付けられなかったのであろう。

では、荷札木簡が付かない贅は、ただ貢納品だけが運ばれたのであろうか。考えられるのは、①進上状木簡が添えられた場合、②紙による進上状が添えられた場合、③なにも添えられなかった場合——使者自身が進上状で、口頭で用件が伝えられる場合——の三つであろう。①も②も、③の伝達内容が文字に定着されたものであり、③の在り方が、非常に注目される。こうした使者による輸送と口頭での伝達があるからこそ、志摩型のような狭義の付札に限りなく近いものでも十分機能し得た、と考えると理解し易い。そしてこの場合、使者は専使でなければ「伝言ゲーム」状態になるおそれがあり、不都合である。参河三島の場合、必ずしも専使ではなかったからこそ、「供奉」の文言を記した木簡を用意したのかもしれない。⁽⁵³⁾

さて、こうした観点で見ると、青郷型の木簡は比較的簡略なものが多く、志摩型に似る。⁽⁵⁴⁾両者を、A型の一類型と促えることは妥当である。その背景には口頭伝達の世界が広がっていたのであろう。C型の木簡は動詞もあり、比較的文書に近い。ただし、志摩国木簡などと比べると、より洗練されて口頭の世界からは遠くなっているといえるだろう。一方、B型の木簡は調荷札に近い、帳簿的な色合いが感じられる。

贅荷札といっても、贅の性格に対応して、木簡の在り方・様相も多様であった。文書や口頭の世界とのつながりも考慮にいれる必要がある。「荷札」という言葉で一括して捉えられがちであるが、こ

うした贅荷札と、帳簿の分身である調荷札とは、かなり様相が異なる世界ということができよう。こうした点をふまえ、荷札木簡の機能について考えてみたい。

3—3 荷札の機能

今津氏は、荷札木簡の基本的な機能を「貢納表示」とした。これに対し、そうした儀式・儀礼は確認できず、また天皇の御覧に入れるのは調帳に限ったことではない、といった批判がだされている。⁽⁵⁵⁾

本稿での荷札の分析を踏まえると、調荷札は、帳簿の分身ととらえられる。この点をもし調帳を御覧に入れることと関連づけて考えれば、「貢納表示」のためと言えないこともない。ただ、やはり儀札等がみあたらないことなどを考えると、少なくとも八世紀の調荷札木簡では「貢納表示」機能の陰は薄い。荷物がそれぞれ帳簿のどの部分と対応するか、を示すような側面が感じられる。

そういった意味では、調荷札は、荷物がどのような品であるか、その属性を示す為のまさに「付札」なのである。あらゆる荷物にとって、その内容を記すことは必要であろう。そこで示されるべきことは、賦役令の規定が原則であり、帳簿の記載内容であった。表示がバラバラであつては、貢納物の管理にも不都合であり、令の規定や帳簿の内容に従うことで一定の定型化がなされていた、と単純に理解したい。調荷札木簡の作成は、基本的に律令文書行政に基づく帳簿による支配の一形態であり、帳簿操作の一部分と捉えること

ができる。

内容物を表示する付札であることが、調荷札木簡の第一義的機能であるとする、「内容物のどういった属性を表示させるか」という取捨選択で「利用時の便宜」が前もって想定されていた可能性は考えられる。しかし、たとえば調荷札への貢進者個人名記載の有無を例に考えてみよう。調荷札には、貢進者の個人名を表記する場合と、しない場合がある。貢進者の個人名記載は、中央での「勘検」には不要である。⁵⁶ そう考えると、勘検説には難があるように感じる。一方、個人名が記されないのでは、個別人身支配下において貢進者一人一人が天皇に貢納したことを示すためには不都合であり、貢納表示説にも疑問が生じる。したがって、これらの機能からだけで調荷札を理解するには無理がある。本稿でこれまで見てきたように、個人毎に荷物が作成される場合は、そのまま抜き出して貢進者個人名まで記される一方、荷造りの都合によって郡名までしか書かれない調荷札も存在するという、作成過程とそこでの利用方法の差、と考えるのが一番自然であろう。調荷札はあくまでも帳簿の分身なのである。

したがって、荷札木簡作成時点から、廃棄時点までを通底する機能が、内容物を表示する「付札」以外に存在するかは、慎重に考える必要がある。そして、調荷札が「付札」としての機能を軸に、その作成から廃棄に至る様々な場面で、利用方法を変化させながら機

能していたと考えたい。

まず、調荷札が作成される時点では、帳簿を荷物単位に分割するという作業がなされる。これによって、帳簿の分身が作成され、長大な巻物をそのまま使いながら仕分けや荷造りを行うことなく、調荷札木簡による作業が可能になる。そして、用意した荷物と調荷札を対応させることで、貢納品の確認がなされる。その上で、梱包して荷札を装着する。用意した調荷札がすべて装着された時点で、発送側の荷造りは完了する（⁵⁷「検封的機能」）。この過程に、郡のみならず国も参加していた可能性がある。

荷札取り付け作業が、もし郡での作業であれば、これを国レベルであらためて確認する作業もなされているかもしれない。また、中央に運んでから確認を受けるが、この際にも調荷札が利用された可能性は高い。こうした場面で、物実と調荷札と帳簿の関係を考えると、A…物実と調荷札の照合が「物実と帳簿」の照合である。つまり、帳簿（＝調荷札）通りの品（この場合、品目と数量が対象になるであろう）が荷物であるかどうかの確認である。一方、B…調荷札と帳簿の照らし合わせは、帳簿同士の確認と捉えることができる。律令国家は、いくつもの帳簿を作成し、それらを相互に照合していた。荷札木簡とは、そうした帳簿を用いての支配の一形態である。「勘検」作業が、この二つの作業であるとなると、荷札木簡が実際に果たした役割としてこの「勘検機能」の場面は大きかったと考えられ

る。ただし、各国段階でのAの作業は、梱包時点＝調荷札装着時点で達成されていたと考えられるので、各国衙レベルではBのみの勘検、中央でAとBの勘検がなされたと考えられよう。

収納された品々はクラに納められ、最終的に消費される時点で取り外され、廃棄される。この間、調荷札がその品をしめす「付札」として機能していたことは、すでに先学の指摘の通りである。

調荷札と、物実・帳簿の関係は、以上のようにまとめることができ、その機能も場面に応じて変化していたと考えられる。同文荷札を検討する際には素材として庸米荷札を用いた。同文荷札の作成・装着状況と調荷札のそれが類似することなどから考えて、おそらく、庸米など米の荷札の機能・性格も、調荷札と類似するであろう。ただし、依拠する帳簿やその作業過程は調の場合とは若干こととなる部分があり、それが記載内容の違いにもあらわれていると考える。

調庸の荷札を以上の様に考えると、貢納表示機能は、上述のような限られた意味——帳簿それ自体が貢納表示機能をもつこととの対応——で想定できるかもしれないが、あまり積極的に評価できない。だが、C型の贅荷札に、「貢納表示」機能を見いだせるのではないかと考える。これら木簡は、材も、加工も、文字も非常に優れている。他の贅荷札と比べてもずば抜けており、美しさに意味があったのだらう。⁽⁵⁸⁾貢納される品は、国内の最高の産地からの品であり、特別なものだった。そして、わざわざ「進上」など貢進行為を際立たせる

文言を挿入している。贅の「貢納行為」を象徴的に表現している木簡であり、まさに貢納表示木簡といえることができるのではないだろうか。

A型の贅荷札のうち、参河三島からの荷札も、貢納行為とそれに伴う貢納口上とでもいうべき言語が木簡に文字として定着された、という点で、貢納表示木簡とよぶにふさわしい。ただし、A型の贅荷札もすでに「付札」機能を有しているのであり、例えば志摩型贅荷札は貢納行為・貢納口上を背後にもちつつも、木簡としては付札機能だけに特化したものと位置づけられる。

そして、こうした贅荷札の様相は、文書と捉えられる進上状と通じるものである。現在まで七世紀代の進上状は極めて少ない。八世紀代の進上状の多くは、貴族邸宅に関係して出土しているが、七世紀の貴族邸宅が未発掘であるためかとも考えられるが、平城宮内からも進上状は出土しているやはり七世紀に進上状が少ないことは特徴的である。これも、あるいは口頭での伝達事項が、帳簿の整備などに伴い、文字として定着されていたという過程に対応するかもしれない。七世紀代の参河三島からの贅貢進荷札が発見されておらず、C型と見られる贅荷札も発見されていないこと、一方で志摩型に類する物品名だけの贅荷札とみられる木簡は存在することは、まだ口頭での進上が広く行われていた可能性を感じさせ、進上状のありかたに対応するように思われる。一方、帳簿の世界で作成された

B型の賛荷札が、調荷札同様七世紀代から広範に存在することは、両者の世界が隣接することを示しているように思われる。

おわりに

以上、荷物との関係を軸に、荷札木簡について検討してきた。「荷札は付札である」という、恐ろしく当たり前の結論に帰ってきってしまった。

だが、「荷札」といっても、調庸荷札と賛荷札では、その性格に違いがある。調庸荷札は帳簿の分身としての性格を有していた。付札に帳簿の一部が書き込まれ、内容物を示していたのである。調庸荷札木簡の作成・利用は、帳簿に基づく地方支配のなかで、様々に存在する帳簿操作の一つと位置づけることができる。ただし、荷札は、実際の荷物との関係が必要不可欠である。「付札」たる荷札は、帳簿と実際の荷物との間をつなぎ、両者を「付ける札」という役割を果たしていた。

一方、賛荷札は、文書に分類される進上状と類似する側面がある。これらは、どちらも口頭伝達の世界と近接する。天皇の日常の供御としての性格がつよいほど、こうした口頭伝達の・進上状的性格が強くあらわれる。賛荷札は、付札と、文書や言葉、貢納行為や貢納口上が融合したものである。

機能の分析という点でも、先行研究をそれぞれ特定の荷札に割り振ったような観がある。また、筆者の力不足から、議論を十分掘り下げ切れなかった部分も多い。この点忤怩たる思いがある。

ただ、荷札木簡の作成から利用に至る状況や場面について、多少は具体化ができ、その性格についても理解を深めることができたのではないかと思う。日本古代収取体制の理解と、資料に即した木簡研究の発展に、多少とも寄与できれば幸いである。

註

(1) 本稿では、奈良文化財研究史料で用いられている「文書に対して、物資に付けられたものを付札と総称する。これには、調・庸・中男作物・賛・春米などの税物に付けられたものと、諸官司が物品の保管・整理のために付けたものの二種類がある。前者を荷札、後者を狭義の付札と呼んで区別した」という定義に従って用語を用いる。

(2) 本稿で主としてふれる、荷札木簡に関する先行研究を挙げておく。今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」(『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八。初出一九七八)。

今津勝紀「調庸墨書銘と荷札木簡」(『日本史研究』三三三、一九八九)。

弥永貞三「古代資料論―木簡」(『岩波講座 日本歴史 二五』岩波書店、一九七六)。

鬼頭清明「荷札木簡と賛」(『古代木簡の基礎的研究』塙書房、一九九三。初出一九七八―一九九三)。

高島英之「付札木簡の形態的研究」(『古代出土文字資料の研究』東京堂出版、二〇〇〇)。

- 寺崎保広「木簡論の展望」(『古代日本の都城と木簡』吉川弘文館、二〇〇六。初出一九九〇—一九九二)。
- 東野治之「古代税制と荷札木簡」(『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三。初出一九八〇)。
- 友田那々美「古代荷札の平面形態に関する考察」(『木簡研究』二五、二〇〇三)。
- 樋口知志「二条大路木簡」と古代の食料品貢進制度」(『木簡研究』一三、一九九一)。樋口氏A論文と称する。
- 樋口知志「荷札木簡から見た末端文書行政の実態」(『古代の陶硯をめぐる諸問題』奈良文化財研究所、二〇〇三)。樋口氏B論文と称する。
- 山中章「考古資料としての古代木簡」(『日本古代都城の研究』柏書房、一九九七。初出一九九二)。
- 吉川真司「税の貢進」(『文字と古代日本三 流通と文字』吉川弘文館、二〇〇五)。
- (3) 吉川氏註2論文。なお、今泉氏註2論文補記にも、氏の論文以降の各見解の整理とそれに対する氏の見解がまとめられていて有益である。
- (4) 今泉氏註2論文、寺崎氏註2論文。
- (5) 東野氏註2論文。
- (6) 今津氏註2論文、吉川氏註2論文。なお今津氏は検収札説もとる。すなわち、検収札は途中で抜き取られ、貢納を表示する札が最後までつけられるとし、前者は文書行政的であり、後者は象徴的な機能をもつ、とする。
- (7) 東野氏註2論文。なお、今泉氏も註2論文補記で東野氏の説を支持する。
- (8) 友田氏も註2論文で、若狭国調塩荷札について、抜き取られたと考えられる型式(〇五一または〇一一型式)の木簡出土状況を整理し、

最後まで荷物についていたと考えられる〇三一型式のものと同様の出土傾向があることを抽出して、どちらも最終消費地で廃棄されており、途中で抜かれた木簡はない、としている。

- (9) 弥永氏註2論文。
- (10) 山中氏註2論文。
- (11) 『平城京木簡 三 二条大路木簡一』奈良文化財研究所、二〇〇六。
- (12) 菊池駿助編『徳川禁令考』吉川弘文館、一九三一。
- (13) 大石久敬著、大石慎三郎校訂『地方凡例録』近藤出版社、一九六九。
- (14) 津軽藩には「差札」というものがあり、やはり同様の機能を果たしている様なので、おそらく天領に限らず各地でこうした利用があったのであろう。
- (15) 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成 笹舎漫筆・萍花漫筆・兎園小説外集・兎園小説別集・八十翁吟昔話・牟芸古雅志・雲津雜志・閑なるあまり・画証録』日本随筆大成刊行会、一九二八。
- (16) 平川南「木簡と農業」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三。
- (17) さきほど述べた若狭国の木簡をどのように考えるかが問題になる。一部が二次的加工で切り取られ、文字内容が完全には確認できず、別人物の木簡と考える、あるいは別の年の調と考える、といった理解の余地もある。あるいは、この木簡を作る場面では、作業を分担して作成していた可能性も考えられる。全体的な傾向として、同文荷札が同筆・同材で、同時に作られたことは確かであり、そうした状況下で別の手段を選択した可能性を考えておきたい。なお、もしこの二点が完全に同文だとすると、近江国坂田郡庸米荷札のほば同文・別材・別筆木簡より、記載内容は遙かに合致する。
- (18) 友田氏註2論文。
- (19) 律令は岩波思想大系『律令』による。

(20) 吉川氏註2論文。なお、今泉氏は註2論文本文中では「付札にも同筆で同一貢納者の例があり、墨書銘の両端記載と同じ意味」(七十二頁)と述べるが、後に補記では東野氏の検収札説を支持する。

(21) 若狭国でも、同文荷札は四例だけである。だが、若狭国調塩荷札の点数は〇三三型式のものと同じ切込みの無いもの(〇一一型式および〇五一一型式の合計)がほぼ同数であるから、複数荷札が基本と考えることができるであろう。一方、周防国の塩荷札は〇三三および〇三三型式がほとんどである。

(22) 封戸であるため、直接貴族邸宅に納入され、検収と消費地が近く同文荷札が多く確認できる、と考える余地を想定することもあるかもしれないが、塩の場合は封戸ではない例で同文荷札が出土していることなど、総合的に考えるとやはり検収札説は難しいと考える。

(23) カツオは、堅魚と表記されるが、本稿では便宜的に魚としてのカツオをさす場合には「鰹」字を用い、木簡の記載を引用する場合は「堅魚」を用いる。また荒堅魚はそのまま表記する。

(24) 寺崎氏註2論文。

(25) 山中氏註2論文。

(26) 樋口氏註2論文。

(27) 寺崎保広「伊豆国」(木簡学会編『日本古代木簡集成』東京大学出版会、二〇〇三)。

(28) 本誌第一七号。

(29) 寺崎氏註2論文。

(30) 樋口氏も疑問を呈している(註2樋口氏B論文)。

(31) 今津氏註2論文。

(32) 樋口氏註2論文他。

(33) 賦役令調絹絶条、延喜主計式。

(34) 郷名までの記載の荷札についても、同様に帳簿の影響で理解できる

と考える。今泉氏は、歟について交易による調達があることから、木簡の書式との関連性を指摘する。代品を徴収し、交易によって調物を整えていたとすれば、個人名が記載された可能性のある帳簿は代品の徴収に伴うものであり、調の貢納の際の帳簿は個人名がない方が自然である。こうした帳簿から荷札が作成されたのであろう。

(35) もしこの状況を七世紀に敷衍できるとすると、七世紀代の帳簿はその作成年を強調する書式だったのかもしれない。

(36) 今泉氏註2論文。

(37) 国での勘検の実態については、今泉氏註2論文で「実物勘検を貢進物全てにわたって徹底的に行ったとは考えにくく、あるいは付札・墨書銘との照合が実物勘検に代ったのではなかろうか」とのべる。

(38) 「検封」に万全を期すためには封緘木簡の様にくりつけた紐の上から墨書することがもつとも適した行為であり、そうした痕跡が一切確認できないため「検封」といわず「検封的」と称した。

また、今泉氏は国のチェックと国印押印の関係を指摘する。そして、荷札が押印ののち一前段階の墨書銘と同じ性格のものであることを確認した上で「当然その内容は付札にもあてはまる」(一〇六頁)とされるが、私には「その内容」が具体的にどういったことか、国印押印に対応する内容まで含むのか、十分くみとることができなかった。

(39) 管見の範囲では、荷札木簡の記載はいずれも荷物に装着される以前になされたと考えられ、荷物に付けてから墨書された痕跡は確認できなかった。

(40) 今津氏註2論文。

(41) なお、若干気になるのは押印の状況である。もし、「検校調庸布」の時点で墨書がなされ、その後改めて「向京調庸布」の際に押印がされているとすると、検校時点で数メートルから十数メートルに及ぶ布の両端に墨書を書き入れ、それを国府に輸送するためにまとめた後に、

再び広げて両端に押印する、ということになる。このあたりは若干煩雑に感じられる。また、東野氏が註2論文で指摘するように、繊維製品を国衙レベルで加工しているものもあるので、すべて今津説で理解できるわけではない。なお、今泉氏も国司の巡行を重視する(註2論文)。

(42) 『静岡県史 資料編四 古代』による。

(43) 繊維製品は規格性が非常に高く、またその生産に国郡が大きく関わっていたと考えられる一方、海産物はむしろ在地集団が中心となって調整されていたことも関連するかもしれない。

(44) この駿河国の同文木簡は、写真で見た印象では同筆ではない可能性が高いように感じられたが、ほかに類例も少ないため断定しがたい。

(45) 調荷札に国衙様の書風がみられない点は全国に共通するから、おそらく郡を中心とした作業が行なわれていたと考えて良いであろう。ただし、荷物の備蓄と調整が大宰府で行なわれたと考えられる西海道の調綿荷札は書風もよく、調荷札作成の場所は郡ではなく大宰府である。また、専当国郡司の署名がある駿河国調荷札は、国衙様の書風で記載される。こうした場合、郡より国が積極的な役割を果たすようになった一布の収取に近づいたと考えられるであろう。なお、奈良時代後半でも調荷札には専当国郡司は記さない方が多く、書風も国衙様でない場合の方が多い。こうした作業の変化は全国一律・一斉におきたのではなく、地域による差があったか、あるいは特例的なものとみられる。なお、伊豆は比較的字が丁寧な書かれているが、他国ではさらに多様な文字がみられる。

また、隠岐国では、天平年間に樹種・割付・書風のいずれもが急激に変化し、国衙的およびそのような書風が見られるようになる。こうした変化も、荷札作成と収取手順の変化に対応するものである。

(46) 鬼頭氏註2論文および註2論文補註。ただし一部筆者が補足した。

また、賛につく美称が「御」か「大」という論点を重視して展開しておられるが、若干疑問も残り、かつ本稿での議論に必須ではないので省略した。

(47) 渡辺晃宏「志摩国の賛と二条大路木簡」(奈良国立文化財研究所編『研究論集XII 長屋王家・二条大路木簡を読む』二〇〇一。初出一九六)。

(48) 今泉氏もこれらの賛木簡の加工について注目している(註2論文)。

(49) なお、この衙府関係の二点は、どちらも消費地ではなく発信元と考えやすい地点・遺構からの出土である。

(50) 調荷札の中で、安房国だけ輪を表記する理由は不明である。ただし、安房国は、御食国に準じる伝承をもちつつ、賛を出していない。こうした事情を反映して、調でも賛的な意識が強かったのかもしれない。

(51) 賛以外で「進上」という文言がみられる荷札は、蘇・中男作物・地子などおよび遠江国からの調荷札2点などである。これらも、通常の調とは性格を異にするものということができる。これらの木簡の多くは、やはり非常に丁寧に丁寧な文字で記される。また、平城宮木簡二五三八号は「貢上」という表現をしている。

(52) 先に述べたように、この志摩国の木簡が、賛荷札であることは渡辺氏によって明らかにされた。近年の調査成果によってさらにその確実性は高まった。平城宮内および二条大路からは、加工・文字がいずれも共通する「付札」が出土している(平城宮木簡四七〇号、平城木簡概報二二二二頁所収 鋼楚割木簡・鋼荒膳木簡など)。これらは比較的厚みのある幅広の材を用い、切りこみも大きく、全体の加工も丁寧である。そこに記された品々はどこか一カ所の産品という訳ではないので、貢納先もしくは消費地、つまり平城宮で作成された木簡と考えられる。そしてそこに記された品目に、志摩国〇五一型式木簡にみられる品目が登場する。

前者が都で作られた木簡であるから、後者が貢納に際して添付されてきた物で、貢納の後に前者に付け替えられたのであろう。前者が籠単位で数を記し、後者が「貝」など具体的な単位で記す点もこうした利用と対応すると考えられる。これによって、志摩国の郷名を有する小型〇五一型式木簡が志摩国贗荷札である蓋然性はさらに高まったと考える。なお、付けかえられたとみられる大型の〇三二型式木簡が、SKH二〇及び二条大路出土であることからすると、聖武・光明夫妻に供された品々と考えられよう。

- (53) 『続日本紀』天平二年四月甲子条には、太政官処分として、「国内所出珍奇口味等物」を「物雖乏少。不限_レ駅伝。任_レ便貢進。」することを命じている。諸国からのおそらく贗を、駅伝制をも利用しながら貢進していたことが知られる。専使で送るのは、あまり一般的ではなかったであろう。

- (54) 若狭国の贗は表2の通り。三方郡と遠敷郡で大きく分かれる。遠敷郡内では、品目によって〇三二型式で単位が「かく」のものと、小型の〇一一または〇二一型式で青郷から書き始めて単位が体積であるものに分けられる。

- (55) 寺崎氏註2論文。

- (56) 今津氏註2論文、寺崎氏註2論文。

- (57) 東野氏は、切り込みが墨書の後になされたのではないかととして、荷札木簡が一度伝票的に利用され、その後に再加工されて荷札となったという利用法の可能性も示唆する（東野氏註2論文）。荷札木簡の「伝票」的利用方法も想定するという点で、興味深い仮説である。ただしその具体的な作成や利用の状況については、同文荷札の作成過程等を勘案すると、直ちには首肯しがたい面も残る。

- (58) 東野氏は、荷札などの文字が「みせる」ための文字として書かれている、と指摘する（東野氏註2論文）。あらゆる荷札の文字にこうし

た機能を想定できるかは、非常に雑な文字の荷札も存在することから考えると、いささか疑問も残る。だが、逆にあえて丁寧な文字を記す木簡の文字は「みせる」ためのものであったと考えることができるであろう。

〔付記1〕本稿は、第二九回木簡学会研究集会（二〇〇七年十二月）における問題での口頭報告を基としている。報告では、米・塩の形状・品質と梱包についてもふれたが、本稿では分量及び論旨の明確化の観点から割愛した。別の機会に改めて整理して論じたい。

また、報告及び討論時に、今泉隆雄・狩野久・榎木謙周・館野和己・寺崎保広・南部昇・八木充・山口英男・渡辺晃宏の各氏より有益な御指摘を賜った。また、古尾谷知浩・吉川真司両氏からも多くのご教示を頂いた。本稿での考察にも反映させていただいた。記して御礼申し上げる。

〔付記2〕本稿は、科学研究費補助金・若手研究（B）「木簡の構文・文字表記パターン」の解析・抽出研究（研究代表者・馬場基、課題番号20720182）および基盤研究（S）「木簡など出土文字資料釈読支援システムの高次化と総合的研究拠点データベースの構築」（研究代表者・渡辺晃宏、課題番号20222002）の成果を含む。

参照木簡釈文

※釈文の記載は、『平城宮発掘調査出土木簡概報』に準じた

※木簡の型式番号の後に出典を記した。「平城宮」とは「平城宮木簡」シリーズを、「平城京」とは「平城京木簡」シリーズを、「城」とは「平城宮発掘調査出土木簡概報」シリーズをさす。その次の番号は、平城宮・平城京はそれぞれのシリーズでの巻次と木簡番号を、城では巻次とページ数を表す。

資料1 同文荷札関係資料

A 若狭国調塩

- ① 若狭国遠敷郡玉置郷田井里 三次君国依 御調塩三斗
 229・34・6 031 平城宮1-331
 ・ 神亀四年潤月七日

- ② [玉置郷田カ] [君国依カ]
 [] [] [] [] [] []
 [] [] [] [] [] []
 御調塩三斗
 (149)・31・4 011 平城宮1-336・城37「釈文訂正」

- ③ 三方郡弥美郷中村里別君大人 三斗
 201・41・4 051 平城宮1-424

- ④ 三方郡弥美郷中村里別君大人 三斗
 202・41・6 031 平城宮1-425

- ⑤ 若狭国遠敷郡 佐分郷岡田里 三家人宮足
 御調塩三斗 天平六年十月十日
 157・31・4 051 城22-33上

- ⑥ 若狭国遠敷郡 佐分郷岡田里 三家人宮足
 御調塩三斗 天平六年十月十日
 168・36・4 031 城22-33上

- ⑦ 若佐国小丹郡 佐分郷田野里三宅人 御調塩三斗
 182・29・3 031 城31-28上

- ⑧ 若佐国小丹郡 佐分郷田野里 三宅人大虫御調塩
 三斗
 144・30・4 051 城31-28上

- B 安房国調鹽
 ① 矢作部林
 115・25・5 032 平城宮1-340

- ② 朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鹽六斤 卅四条
 331・28・3 011 平城宮1-339
 天平十七年十月

- ③ 上総朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鹽六斤 卅四条
 卅年十月 404・33・4 051 平城宮1-338 城37「釈文訂正」
 天平十七年十月

- ④ 安房国安房郡廣瀨郷河曲里丈部牛麻呂輪調鹽陸斤 陸拾條
 296・31・4 031 城22-31上
 天平七年十月

- ⑤ 安房国安房郡廣瀨郷河曲里戸丈部牛麻呂調鹽陸斤 陸拾條
 284・21・8 031 城22-31上
 天平七年十月

C 伊賀国米

- ① 安拝郡服織郷俵 (208)・(20)・2 019 平城宮2-2267

- ② 安拝郡服織郷俵 198・26・5 033 平城宮2-2268

D 三河国米

- ① 参河国播豆郡熊来郷物部馬万呂五斗 168・19・6 032 『西隆寺発掘調査報告』32号

- ② 播豆郡熊来郷物部馬万呂五斗 174・24・4 011 『西隆寺発掘調査報告』33号

- ・ 景雲元年十月十日

E 駿河国調荒堅魚

- ①・駿河国駿河郡柏原郷小林里戸主若舎人部伊加麻呂戸若舎人部人
・麻呂調荒堅魚十一斤十両 天平七年十月 315・18・3 011 城 22-23 下
②・駿河国駿河郡柏原郷小林里戸主若舎人部伊加麻呂戸若舎人部人麻呂調
・荒堅魚六連八節 天平七年十月 315・17・4 011 城 22-23 下

F 能登国調 海鼠

- ①・能登国能登郡鹿嶋郷望理里調代熬海鼠六斤
・ 天平八年四月十日 232・29・6 031 城 22-34 上
②・能登国能登郡鹿嶋郷望理里調代熬海鼠六斤
・ 天平八年四月十日 242・27・6 031 城 22-34 上

G 近江国犬上郡(長屋王)

- ①・犬上郡甲良里前子
・位戸米六斗 115・19・4 033 城 21-30 上
②・犬上郡甲良里前子位戸
・米六斗 126・18・3 051 城 21-30 上
③・犬上郡瓦里川背舎人高
(72)・13・3 039 城 27-19 上
④・犬上郡瓦里川背舎人高市米六斗 129・12・3 051 城 27-19 上

資料2 近江国坂田郡上坂郷庸米荷札の一例

- ①・近江国坂田郡上坂郷戸主丸部豊嶋
・戸三斗 146・25・3 051 平城京3-4899
②・坂田郡上坂郷戸主丸部豊嶋
・庸六斗上 147・24・3 033 平城京3-4926

③・坂田郡上坂郷戸主丸部豊嶋

・戸米六斗上

120・20・4 033 平城京3-4927

資料3 伊豆国調荷札

- ①・伊豆国田方郡棄妾郷瀬前里戸主西部真弓調荒堅魚十一斤十両〔六連一九〕
・ 天平七年十月 335・32・5 031 城 22-25 上
②・伊豆国田方郡棄妾郷瀬前里戸主大伴部木麻呂調荒堅魚十一斤十両〔六連六九〕
345・25・3 031 城 22-24 上
③・伊豆国田方郡有雜郷多我里戸主大伴部木麻呂調荒堅魚十一斤十両〔六連六九〕
・ 天平七年十月 339・33・4 031 城 22-24 上
④・伊豆国田方郡棄妾郷許保里戸主大伴部龍麻呂口金刺舎人部足国調荒堅魚
〓〔十一斤十両 六連七九〕
・ 〔年十月〕 354・23・5 031 城 22-25 上
⑤・伊豆国田方郡棄妾郷許保里戸主穴人部君麻呂口穴人部宿奈麻呂調荒堅魚
〓〔一斤十五両 六連四〕
・ 〔天平七年十月〕 370・34・5 031 城 22-25 上
⑥・伊豆国田方郡有雜郷多賀里戸主檜前舎人部荒嶋口矢田部廣足調荒堅魚十一両
〓〔六連六節〕
・ 天平七年十月 365・33・6 031 城 22-26 上
⑦・伊豆国那賀郡射鷲郷和太里戸主白髪部石口矢田部高嶋調荒堅魚十一斤十両
〓〔七連七九〕
・ 天平七年九月 388・31・3 031 城 22-29 上

資料4 郡名までの調荷札

- ① 志摩国志摩郡和具郷御調海藻六斤四月十日 (266)・25・4 033 平城京3-2893

- ② 上総国阿幡郡鰺^{〔調カ〕}耳放二編三列↓ (164)・26・5 039 平城宮2-2290
- ③ 能登国能登郡鹿嶋郷調熬海鼠 容六斤 天平八年八月四日 206・23・5 031 城24-28上
- ④ 播磨国佐用郡調鉄一^{〔貫カ〕}□ 天平元年 111・(9)・4 032 平城宮2-2080
- ⑤ 上道郡浮浪人調鉄一連 183・21・4 032 平城宮2-2834
- ③ 備前国赤坂郡周臣郷調鉄十口 天平十七年十月廿日 262・20・4 031 平城宮1-311
- ④ 備後国沼隈郡調鉄十廷 天平六年 206・20・4 031 城22-38上
- ⑤ 美作国勝田郡和気郷輪調鉄壹連 □ (277)・25・7 039 城12-16上
- ⑥ 筑前国怡土郡調綿壹伯屯四兩養老七年 室山 235・25・6 031 平城宮1-283
- ⑦ 讃岐国進調相櫃 天平五年 99・20・3 032 城22-39上
- ⑧ 備前国児嶋郡小豆郷調水母二斗八升 175・17・4 033 城24-30上
- ⑨ 紀伊国日高郡調塩三斗 寶龜五年 (141)・11・3 019 平城宮3-3560
- ⑩ 讃岐国那珂郡調備頭打二斗 〔那珂郡調備頭打二斗五升〕 198・28・3 031 城24-30上
- ⑪ 讃岐国^{〔那珂郡カ〕}調塩一斗 (173)・(17)・9 019 平城宮2-2185
- ⑫ 伊予国宇和郡調贅楚割六斤 166・22・5 031
- ⑬ 郡黒^{〔田カ〕}郷調塩三斗 (201)・28・3 051 平城宮3-3020

資料5 専当国司の署名のある調荷札

- ① 駿河国駿河郡古家郷戸主春日部与麻呂調煮堅魚捌斤伍兩
天平寶字四年十月専当 国司掾從六位下大伴宿祢益人
郡司大領外正六位上^{〔生部直〕}理^{〔信陀カ〕} 205・33・3 031 平城宮5-7901

資料6 御厨関連等の可能性のある荷札

- ① 住吉郡交易進贅塩染阿連二百廿口之中 大阿連廿口 小阿連二百口 219・21・6 031 城21-29上
- ② 住吉郡贅^{〔斗カ〕} 174・(14)・2 031 城28-46上
- ③ 二筑麻醬^{〔斗カ〕} 御贅三^{〔斗カ〕}六升 員五十五文 181・28・3 032 平城宮2-2783

資料7 衛府の贅

- ① 左衛士府。年魚御贅五十三。 〔□□〕

・「数受」^{〔数〕}「□受」^{〔数〕} 179・(17)・4 059 城11-10上

- ② 衛門府 進鴨九翼 風速小月 大石小山 大豆人成
・ 天平勝寶四月廿七日 辟田麻呂 大市乎麻呂 202・22・3 032 城37-8上

資料8 進上状の例

- ① 片岡進上菁六斛二斗束在 持丁木部足人 191・27・5 032 城21-9上
・ 十尺束駄六匹 十月十八日真人

資料9 切り込みのある進上状

①・西店交易進近志

・呂五百隻 十二月

164・37・3 032 城25-26上(城21-11上)

②・山背園司解 進上 大根四束 古自一東 知佐五束 右四種持人

・奴稻万呂 和銅五年十一月八日国足

350・38・3 032 平城京1-194

③ 廣瀬御紵様進□十一両

145・24・4 032 城27-5上

④・^{〔右カ〕}京九條進□槐花白□月八日

・少属大綱君智万呂

224・22・3 032 城22-10上

⑤・右京□進送如前

・進送如前 六月六日少属大綱君智万呂

242・45・5 032 城22-10上

資料10 進上状風な贄荷札

① 阿波国進上御贄若海藻毛龍板野郡牟屋海

190・19・6 031 平城宮1-403

②・^{〔但カ〕}馬国第三^{〔般カ〕}進上若海藻 御贄一籠 天平十九年二月廿八日

(228)・(12)・4 039 平城宮1-409

③ 伯耆国進上屈賀若海藻御贄

134・20・7 031 城22-35上

資料11 贄の進上状

①・進上大贄事 合四種 鴉一前 鴉一前 鴉一前 鴉一前

料進上如件 從八位下阿刀連「酒主」 凡直「判麻呂」

□

(185)・89・10 019 平城京3-4525

資料12 貢納行為を示す動詞のある調荷札

① 安房国安房郡松樹郷小坂里戸大伴部高根輪調陸斤 條伍拾伍條 天平七年十月

313・22・5 031 城22-31上

② 美作国勝田郡和氣郷輪調鉄壹連 □

③・周防国吉敷郡神崎郷戸主阿曇五百万呂口同部

・麻呂進上調塩一斗天平十七年九月八日

290・21・3 032 平城宮1-329

④ 讃岐国進調櫓櫃 天平五年

99・20・3 032 城22-39上

⑤ 参河国播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割□斤

267・26・4 032 平城宮1-366

資料13

① 紀伊国无漏郡進上御贄磯鯛八升

188・27・4 031 平城宮2-2285